

令和6年度報酬改定（障害児）

◆変更・新設された主な加算について

◆児童指導員加配加算

- ・児童指導員等加配加算では、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、**配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じた評価**を行う。

※専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うことに

【主な要件】

- ・基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置
- ・「児童指導員等」とは、保育士、理学療法士、言語聴覚士等であり、強度行動障害支援者研修(基礎研修)修了者を含む

【単位数】

追加で配置した人員の配置形態(常勤・非常勤)や経験年数による単位

常勤専従・経験5年以上	75～187単位／日
常勤専従・経験5年未満	59～152単位／日
常勤換算・経験5年以上	49～123単位／日
常勤換算・経験5年未満	43～107単位／日
その他の従業者	36～ 90単位／日

◆障害児通所支援事業所の基準人員

児童発達支援・放課後等デイサービス（重心・センター除く）

・管理者

1人以上 原則として管理業務に従事するもの

・児童発達支援管理責任者

1人以上は専任かつ常勤（ただし管理者とは兼任可）

・児童指導員又は保育士

定員数10人まで：2人以上

定員数11人以上：（定員数÷5（少数点以下切上））人以上

※1人以上は常勤であること

◆基準人員（児童指導員又は保育士）の考え方（1日）

【千葉県の条件】

- ・条件1：1人は営業時間を通じて配置すること
- ・条件2：残りの人員は、サービス提供時間を通じて配置すること

例）定員10名の放課後等デイサービスの場合

※営業時間9時～18時、サービス提供時間：13時～18時

時間	9～	10～	11～	12～	13～	14～	15～	16～	17～	備考
児童指導員A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	常勤
児童指導員B				●	○	○	○	○	○	非常勤
保育士			●	●	●	●				非常勤

○：基準人員として配置 ●：加配人員として配置

◆基準人員(児童指導員又は保育士)の考え方(1日)

【千葉県の条件】

- ・条件1: 1人は営業時間を通じて配置すること
- ・条件2: 残りの人員は、サービス提供時間を通じて配置すること

例) 定員10名の放課後等デイサービスの場合

※営業時間9時～20時、サービス提供時間: 13時～18時

時間	9～	10～	11～	12～	13～	14～	15～	16～	17～	18～	19～	備考
児童指導員A	○	○	○	○	○	○	○	○	○			常勤
児童指導員B				●	○	○	○	○	○			非常勤
保育士			●	●	●	●						非常勤

○: 基準人員として配置 ●: 加配人員として配置

18～20時 基準人員不在

◆基準人員(児童指導員又は保育士)の考え方(1日)

【千葉県の条件】

- ・条件1: 1人は営業時間を通じて配置すること
- ・条件2: 残りの人員は、サービス提供時間を通じて配置すること

例) 定員10名の放課後等デイサービスの場合

※営業時間9時～**20時**、サービス提供時間: 13時～18時

時間	9～	10～	11～	12～	13～	14～	15～	16～	17～	18～	19～	備考
児童指導員A	○	○	○	○	○	○	○	○	○			常勤
児童指導員B				●	○	○	○	○	○			非常勤
保育士								●	●	○	○	非常勤

○: 基準人員として配置 ●: 加配人員として配置

基準人員を満たす配置例

◆基準人員(児童指導員又は保育士)の考え方(1週間)

例)定員10名の放課後等デイサービスの場合

※営業日:月～金、営業時間:9時～18時、サービス提供時間:13時～18時

曜日	月	火	水	木	金	土(休)	日(休)	各日の勤務時間
児童指導員A	○	○	○	○	○			9時～18時(常勤)
児童指導員B	○	○	○	○	○			12時～18時(非常勤)
保育士				●	●			12時～18時(非常勤)

○:基準人員として配置 ●:加配人員として配置

◆基準人員(児童指導員又は保育士)の考え方(1週間)

例)定員10名の放課後等デイサービスの場合

※営業日:月～**土**、営業時間:9時～18時、サービス提供時間:13時～18時

曜日	月	火	水	木	金	土	日(休)	各日の勤務時間
児童指導員A	○	○	○	○	○			9時～18時(常勤)
児童指導員B	○	○	○	○		○		12時～18時(非常勤)
保育士				●	○	○ 9～18		12時～18時(非常勤)

○:基準人員として配置 ●:加配人員として配置

◆児童指導員等加配加算の考え方

例) 定員10名の放課後等デイサービスの場合

※営業日: 月～金、営業時間: 9時～18時、サービス提供時間: 13時～18時

曜日	月	火	水	木	金	土(休)	日(休)	各日の勤務時間
児童指導員A	○	○	○	○	○			9時～18時(常勤)
児童指導員B	○	○	○	○	○			12時～18時(非常勤)
保育士A				●	●			12時～18時(非常勤)
保育士B	●	●	●	●	●			9時～18時(常勤)

○: 基準人員として配置 ●: 加配人員として配置

1.4人分の加配

加配人員が常勤換算で1人以上→児童指導員等加配加算の算定可能

◆児童指導員等加配加算の考え方(算定不可)

例)定員10名の放課後等デイサービスの場合

※営業日:月～土、営業時間:9時～18時、サービス提供時間:9時～18時

曜日	月	火	水	木	金	土	日(休)	各日の勤務時間
児童指導員A	○	○	○	○	○			9時～18時(常勤)
児童指導員B	○	○	○	○		○		9時～18時(常勤)
保育士A		●	●	●	○	○		9時～18時(常勤)

○:基準人員として配置 ●:加配人員として配置

0.6人分の加配

加配人員が常勤換算で1人分以下→児童指導員等加配加算の算定不可

◆児童指導員等加配加算の考え方(常勤専従)

例)定員10名の放課後等デイサービスの場合

※営業日:月～土、営業時間:9時～18時、サービス提供時間:9時～18時

曜日	月	火	水	木	金	土	日(休)	各日の勤務時間
児童指導員A	○	○	○	○	○			9時～18時(常勤)
児童指導員B	○	○	○	○		○		9時～18時(常勤)
保育士A		●	●	●	○	○		9時～18時(常勤)
保育士B		●	●	●	●	●		9時～18時(常勤)

○:基準人員として配置 ●:加配人員として配置

1.6人分の加配

常勤専従で1人分

加配人員が常勤換算で1人以上→児童指導員等加配加算の算定可能
また、加配人員が常勤専従で1人分→常勤専従の区分で算定可能

◆児童指導員等加配加算の考え方(常勤換算①)

例)定員10名の放課後等デイサービスの場合

※営業日:月～土、営業時間:9時～18時、サービス提供時間:9時～18時

曜日	月	火	水	木	金	土	日(休)	各日の勤務時間
児童指導員A	○	○	○	○	○			9時～18時(常勤)
児童指導員B	○	○	○	○	○			9時～18時(常勤)
保育士A		●	●	●	●	○		9時～18時(常勤)
保育士B		●	●	●	●	○		9時～18時(常勤)

○:基準人員として配置 ●:加配人員として配置

1.6人分の加配

常勤換算で1人分

加配人員が常勤換算で1人以上→児童指導員等加配加算の算定可能
また、加配人員が常勤換算で1人分→常勤換算の区分で算定可能

◆児童指導員等加配加算の考え方(常勤換算②)

例) 定員10名の放課後等デイサービスの場合

※営業日: 月～土、営業時間: 9時～18時、サービス提供時間: 9時～18時

曜日	月	火	水	木	金	土	日(休)	各日の勤務時間
児童指導員A	○	○	○	○	○			9時～18時(常勤)
児童指導員B	○	○	○	○	○			9時～18時(常勤)
保育士A(経験5年未満)		●	●	●	●	○		9時～18時(常勤)
保育士B(経験5年)		●	●	●	●	○		9時～18時(常勤)

○: 基準人員として配置 ●: 加配人員として配置

1.6人分の加配

常勤換算で1人分、保育士Aの区分(経験5年未満)で算定

常勤換算で、経験年数等の区分が異なる組み合わせで配置する場合、
低い区分の単位を算定する⇒常勤換算(**経験5年未満**)で算定

◆児童指導員等加配加算の考え方(専門的支援体制加算)

例)定員10名の放課後等デイサービスの場合

※営業日:月～土、営業時間:9時～18時、サービス提供時間:9時～18時

曜日	月	火	水	木	金	土	日(休)	各日の勤務時間
児童指導員A	○	○	○	○	○			9時～18時(常勤)
児童指導員B	○	○	○	○	○			9時～18時(常勤)
保育士A		●	●	●	●	○		9時～18時(常勤)
保育士B(経験5年)		●	●	●	●	○		9時～18時(常勤)
保育士C(経験5年)		●	●					9時～18時(非常勤)

○:基準人員として配置 ●:加配人員として配置

2.0人分の加配

専門的支援体制加算も算定する場合は、

児童指導員等加配加算とは別に対象人員の1人以上の加配が必要

◆支援プログラム未公表減算

(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援)

- ・令和6年度から、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、5領域(※)との関連性を明確にした**支援プログラムの作成し公表しなければならない。**
※「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- ・インターネットやその他方法で広く公表し、**公表方法・公表内容は県に届出すること**

【主要要件】

支援プログラムを作成・公表し、**県への届出がない場合に算定**
令和7年度から減算が適用

【単位数】

所定単位数の85%を算定

【県ホームページ】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/jidou/shienprogram.html>

◆自己評価結果等未公表減算

(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)

- ・自己評価及び保護者評価(※)を実施し、これを受けて図った改善の内容を公表しなければならない。

※保育所等訪問支援は訪問先施設評価も必要

- ・インターネットやその他方法で広く公表し、公表方法・公表内容は県に届出すること

【主要要件】

自己評価等を実施・公表し、県への届出がない場合に算定

県への届け出は、毎年度の公表内容を翌年度の5月末までに提出すること

※令和6年度中の公表⇒令和7年5月31日までに県へ提出

【単位数】

所定単位数の85%を算定

【県ホームページ】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/jidou/youshiki.html#jikohyouka>

◆県HP掲載資料紹介(報酬改定関係)

・報酬改定や加算に関することは、まずは下記資料等をご確認ください

【県ホームページ】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/jidou/youshiki.html#jikohyouka>

【掲載資料】

2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等	
③ 児童指導員等加配加算【見直し】(児童発達支援、放課後等デイサービス)	
○ 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じた評価を行う。	
【単位数(新旧)】	【改定後】
【旧制】 児童指導員等加配加算 <児童発達支援センター(障害児)> 理学療法士等を配置 区分に応じて2.2～6.2単位/日 児童指導員等を配置 同 1.5～4.1単位/日 その他の従業者を配置 同 1.1～3.0単位/日 <児童発達支援事業所(障害児)> 理学療法士等を配置 区分に応じて7.5～18.7単位/日 児童指導員等を配置 同 4.9～12.3単位/日 その他の従業者を配置 同 3.6～9.0単位/日	【改定後】 児童指導員等加配加算 <児童発達支援センター> 児童指導員等を配置 区分に応じて2.2～6.2単位/日 常勤専従・経験5年以上 同 1.8～5.1単位/日 常勤専従・経験5年未満 同 1.5～4.1単位/日 常勤換算・経験5年以上 同 1.3～3.6単位/日 常勤換算・経験5年未満 同 1.1～3.0単位/日 <児童発達支援事業所(障害児)> 児童指導員等を配置 区分に応じて7.5～18.7単位/日 常勤専従・経験5年以上 同 5.9～15.2単位/日 常勤専従・経験5年未満 同 4.9～12.3単位/日 常勤換算・経験5年以上 同 4.3～10.7単位/日 常勤換算・経験5年未満 同 3.6～9.0単位/日 その他の従業者を配置 同 3.6～9.0単位/日 ※「経験」は児童福祉事業(幼稚園、特別支援教育を含む)に従事した経験年数
ポイント	要・都道府県への届出(人材の配置) ○ 本加算は、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児の関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合において、配置形態(常勤専従・常勤換算)及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定するもの 【主な要件】 ・基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1人以上配置(常勤専従又は常勤換算)していること ・「児童指導員等」とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員(心理士修了等)、児童発達支援担当職員(研修修了等)、児童行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者をいう ・勘定する経験年数は、児童福祉事業(幼稚園、特別支援学校、特別支援学校、通級による指導での教育を含む)に従事した経験年数とする。なお、本加算における経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする ○ 常勤換算の場合、児童指導員等その他の従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を組み合わせて配置する場合、低い区分の単位を算定する ○ 本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする
【総額法令等】	8
報酬告示：第1の1の注8(児発)、第3の1の注7(放デイ) 基準告示(270)：1の3(児発)、7(放デイ)	

(基本報酬)

問3 個別支援計画において定めた提供時間と実際に支援に要した時間が異なる時間となる場合(計画に定める提供時間が該当する時間区分とは、異なる時間区分となる場合)には、基本報酬の算定の取扱いはどのようなになるか。

(答)

○ 以下の通り取り扱う。

1. 個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際に支援に要した時間が短くなった場合

①利用者の都合による場合には、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定する。学校の授業が延長した場合や道路渋滞等により通常より送迎に時間を要するなど、事業所に起因しない事情による場合も同様とする。

②事業所の都合による場合には、実際に支援に要した時間が該当する時間区分で算定する。

なお、支援時間は30分以上とすることを求めているが、①の場合は30分未満となった場合でも算定可能とする。②の場合は30分未満となった場合には算定不可とする。

・改定事項の概要(こども家庭庁)

・報酬改定Q&A(こども家庭庁)

◆県HP掲載資料紹介(報酬改定関係)

【県ホームページ】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/jidou/youshiki.html#jikoheyoka>

・改定事項の概要(こども家庭庁)

2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等		令和6年度報酬改定
④専門的支援体制加算／⑤専門的支援実施加算【専門的支援加算・特別支援加算の見直し／新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕		
○ 専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行う。		
単位数(新旧) 【現行】 専門的支援加算 <児童発達支援センター(障害児)> 理学療法士等を配置 区分に応じて22～62単位/日 児童指導員を配置 同 15～41単位/日 <児童発達支援事業所(障害児)> 理学療法士等を配置 区分に応じて75～187単位/日 児童指導員を配置 同 49～123単位/日 ※ 専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合 特別支援加算 54単位/回 ※ 理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行なった場合(専門的支援加算を算定している場合は算定できない) 【改定後】 専門的支援体制加算…① <児童発達支援センター> 区分に応じて15～41単位/日 <児童発達支援事業所(障害児)> 同 49～123単位/日 専門的支援実施加算 150単位/回(原則月4回を限度)…② ※①専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合 ②理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行なった場合(専門的支援体制加算との併算定可能。利用日数等に応じて最大月6回を限度(放デイは月2回～最大月6回を限度))		
ポイント 要・都道府県への届出(人材の配置)		
○ 専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算は、理学療法士等による支援が必要な障害児への専門的な支援の強化を図るために、基準の人員に加え、理学療法士等の専門職員を配置している場合(体制加算)及び、専門職員による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合(実施加算)に、それぞれ算定するもの(両加算を併せてとることが可能)		
【主な要件】 <専門的支援体制加算> ・基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士※)、児童指導員※)、心理担当職員(心理学修了等)又は視覚障害児支援担当職員(研修修了等)を1以上配置(常勤換算)していること (※)保育士・児童指導員は資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事したものに限る		
<専門的支援実施加算> ・理学療法士等を配置(常勤換算でなく単なる配置で可。基準人員等によることも可)し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。 なお、専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団(5名程度まで)又は基準人員を配置した上での小集団(2まで)の組み合わせによる実施も可とする。また、専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、30分以上を確保すること		

・加算の目的や、算定要件、根拠法令等が、わかりやすくまとめられています。

◆県HP掲載資料紹介(報酬改定関係)

【県ホームページ】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/jidou/youshiki.html#jikoheyoka>

・報酬改定Q&A(こども家庭庁)

(基本報酬)

問3 個別支援計画において定めた提供時間と実際に支援に要した時間が異なる時間となる場合(計画に定める提供時間が該当する時間区分とは、異なる時間区分となる場合)には、基本報酬の算定の取扱いはどのようなになるか。

(答)

○ 以下の通り取り扱う。

1. 個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際に支援に要した時間が短くなった場合

①利用者の都合による場合には、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定する。学校の授業が延長した場合や道路渋滞等により通常より送迎に時間を要するなど、事業所に起因しない事情による場合も同様とする。

②事業所の都合による場合には、実際に支援に要した時間が該当する

・報酬改定で変更や新設された加算について、よくある質問と回答がまとめられています。

◆県HP掲載資料紹介(報酬改定関係)

・報酬改定や加算に関することは、まずは下記資料等をご確認ください

【県ホームページ】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/jidou/youshiki.html#jikohyouka>

【掲載資料】

2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等	
③ 児童指導員等加配加算【見直し】(児童発達支援、放課後等デイサービス)	
○ 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じた評価を行う。	
【単位数(新旧)】	【改定後】
児童指導員等加配加算 ＜児童発達支援センター(障害児)＞ 理学療法士等を配置 区分に応じて2.2～6.2単位/日 児童指導員等を配置 同 1.5～4.1単位/日 その他の従業者を配置 同 1.1～3.0単位/日 ＜児童発達支援事業所(障害児)＞ 理学療法士等を配置 区分に応じて7.5～18.7単位/日 児童指導員等を配置 同 4.9～12.3単位/日 その他の従業者を配置 同 3.6～9.0単位/日	児童指導員等加配加算 ＜児童発達支援センター＞ 児童指導員等を配置 区分に応じて2.2～6.2単位/日 常勤専従・経験5年以上 同 1.8～5.1単位/日 常勤専従・経験5年未満 同 1.5～4.1単位/日 常勤換算・経験5年以上 同 1.3～3.6単位/日 常勤換算・経験5年未満 同 1.1～3.0単位/日 その他の従業者を配置 同 1.1～3.0単位/日 ＜児童発達支援事業所(障害児)＞ 児童指導員等を配置 区分に応じて7.5～18.7単位/日 常勤専従・経験5年以上 同 5.9～15.2単位/日 常勤専従・経験5年未満 同 4.9～12.3単位/日 常勤換算・経験5年以上 同 4.3～10.7単位/日 常勤換算・経験5年未満 同 3.6～9.0単位/日 その他の従業者を配置 同 3.6～9.0単位/日 ※「経験」は児童福祉事業(幼稚園、特別支援教育を含む)に従事した経験年数
ポイント	要・都道府県への届出(人材の配置) ○ 本加算は、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児の関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合において、配置形態(常勤専従・常勤換算)及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定するもの 【主な要件】 ・基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1人以上配置(常勤専従又は常勤換算)していること ・「児童指導員等」とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員(心理士修了等)、児童発達支援担当職員(研修修了等)、児童行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者をいう ・換算する経験年数は、児童福祉事業(幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育を含む)に従事した経験年数とする。なお、本加算における経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする ○ 常勤換算の場合、児童指導員等その他の従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を組み合わせて配置する場合、低い区分の単位を算定する ○ 本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする
【総額法令等】	8
報酬告示：第1の1の注8(児発)、第3の1の注7(放デイ) 基準告示(270)：1の3(児発)、7(放デイ)	

(基本報酬)

問3 個別支援計画において定めた提供時間と実際に支援に要した時間が異なる時間となる場合(計画に定める提供時間が該当する時間区分とは、異なる時間区分となる場合)には、基本報酬の算定の取扱いはどのようなになるか。

(答)

○ 以下の通り取り扱う。

1. 個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際に支援に要した時間が短くなった場合

①利用者の都合による場合には、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定する。学校の授業が延長した場合や道路渋滞等により通常より送迎に時間を要するなど、事業所に起因しない事情による場合も同様とする。

②事業所の都合による場合には、実際に支援に要した時間が該当する時間区分で算定する。

なお、支援時間は30分以上とすることを求めているが、①の場合は30分未満となった場合でも算定可能とする。②の場合は30分未満となった場合には算定不可とする。

・改定事項の概要(こども家庭庁)

・報酬改定Q&A(こども家庭庁)

令和6年度報酬改定（障害児）

ご視聴ありがとうございました。
